

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 次に掲げる者のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者
- 2 無線局の運用の停止を命じられ、その命令の期間が終了した日から2年を経過しない者
- 3 電波の発射の停止を命じられ、その命令の解除の日から2年を経過しない者
- 4 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

A-2 次の記述は、海上移動業務の無線局の予備免許中の変更について述べたものである。電波法（第8条、第9条及び第19条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第8条の予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、予備免許を与える際に指定した工事落成の期限を延長することができる。
- ② 総務大臣は、電波法第8条の予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、A必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- ③ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめBなければならぬ。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ④ ③の変更は、Cに変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項の技術基準に合致するものでなければならない。

A	B	C
1 混信の除去その他特に	総務大臣の許可を受け	周波数、電波の型式又は空中線電力
2 電波の規整その他公益上	総務大臣に届け出	周波数、電波の型式又は空中線電力
3 混信の除去その他特に	総務大臣に届け出	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
4 電波の規整その他公益上	総務大臣の許可を受け	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲

A-3 次の記述は、海上移動業務の無線局の落成後の検査について述べたものである。電波法（第10条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、Aは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び員数並びにB（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について登録点検事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、Cを省略することができる。

注1 登録点検事業者とは、電波法第24条の2（点検事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

A	B	C
1 工事が落成したとき	時計及び書類	その一部
2 工事が落成したとき	計器及び予備品	当該検査
3 工事落成の期限の日になったとき	時計及び書類	当該検査
4 工事落成の期限の日になったとき	計器及び予備品	その一部

A-4 次の記述は、無線局の免許の承継について述べたものである。電波法（第20条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人について相続があったときは、その相続人は、□A。
- ② 船舶局のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を□Bに変更があったときは、変更後船舶を□Bは、□A。
- ③ ②の規定は、航空機局若しくは航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある航空機又は無線設備がレーダーのみの無線局のある航空機に準用する。
- ④ ①から③までの規定により免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に□Cなければならない。

A	B	C
1 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	運行する者	申し出で検査を受け
2 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	所有する者	届け出
3 免許人の地位を承継する	運行する者	届け出
4 免許人の地位を承継する	所有する者	申し出で検査を受け

A-5 次に掲げる無線設備の機器のうち、総務大臣がその型式について行う検定に合格した無線設備の機器でなければ、無線局に施設してはならない（注）ものに該当しないものはどれか。電波法（第37条）及び電波法施行規則（第11条の4）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- 1 船舶安全法第2条（同法第29条の7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダー
- 2 電波法第34条（義務船舶局等の無線設備の条件）に規定する義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の機器
- 3 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものに備える衛星非常用位置指示無線標識の機器
- 4 国際航海に従事する船舶の義務船舶局に備える電波法施行規則第2条に定義する船上通信設備の機器

A-6 次に掲げる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。）のうち、第二級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことができるものに該当しないものはどれか。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の国内通信のための通信操作
- 2 海岸地球局、船舶地球局、航空地球局及び航空機地球局の無線設備の国際通信のための通信操作
- 3 東は東経175度、西は東経94度、南は南緯11度、北は北緯63度の線によって囲まれた区域内における船舶（漁船を除く。）に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作
- 4 船舶に施設する空中線電力500ワット以下の無線設備の技術操作

A-7 第二級総合無線通信士の資格の無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第49条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定の定めるところに適合しないものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- 2 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、その免許証を発見した日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- 3 無線従事者は、氏名に変更を生じたときは、申請書に免許証及び写真1枚並びに氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。ただし、免許証の再交付を受けることを妨げない。
- 4 無線従事者は、住所に変更を生じたときは、申請書に免許証及び写真1枚並びに住所の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。ただし、免許証の再交付を受けることを妨げない。

A-8 次の記述は、海岸局及び船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、□Aのみを運用するとき、電波法第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために□Bことができる。
- ③ 船舶局は、□Cと通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、□Cから指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

A	B	C
1 受信装置	必要な措置をとることを求める	海岸局
2 無線電話の送受信装置	その運用の停止を命ずる	海岸局
3 受信装置	その運用の停止を命ずる	海岸局又は他の船舶局
4 無線電話の送受信装置	必要な措置をとることを求める	海岸局又は他の船舶局

A-9 無線局は、無線電話通信において、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときはどうしなければならないか。無線局運用規則（第26条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 他のいずれの無線局も応答しない場合は、直ちに応答しなければならない。
- 2 応答事項のうち、「こちらは」及び自局の呼出名称を送信して応答しなければならない。
- 3 その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- 4 応答事項のうち、相手局の呼出名称の代わりに「誰がこちらを呼んでいますか」を使用して、直ちに応答しなければならない。

A-10 次に掲げる事項のうち、入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線機器の試験又は調整をするために通信を行う場合
- 2 中短波帯又は短波帯の周波数の電波により船舶の航行に関する通信を行う場合
- 3 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- 4 156MHzを超える157.45MHz以下の周波数帯の周波数の電波により港務用の無線局との間で港内における船舶の交通に関する通信を行う場合

A-11 次の記述は、緊急通信の取扱い等について述べたものである。電波法（第52条及び第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に□Aその他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局等（注）は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
注 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。以下同じ。
- ③ 海岸局等は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が□Bの間（モールス無線電信又は無線電話による緊急通信を受信した場合には、□C）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

A	B	C
1 陥り、又は陥るおそれがある場合	自局に關係のないことを確認するまで	少なくとも15分間
2 陥り、又は陥るおそれがある場合	終了するまで	少なくとも3分間
3 陥るおそれがある場合	終了するまで	少なくとも15分間
4 陥るおそれがある場合	自局に關係のないことを確認するまで	少なくとも3分間

A-12 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信について述べたものである。無線局運用規則（第58条の4から第58条の6まで）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。）による呼出しは、次に掲げる事項を送信するものとする。
- (1) □A (2) 相手局の識別表示 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号
 (5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等（必要がある場合に限る。） (7) 終了信号
- ② 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔を置いて2回送信することができる。
- ③ 船舶局における呼出しは、□B送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも15分間の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。
- ④ 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあっては5秒以上4分半以内に、船舶局にあっては□Cに応答するものとする。
- ⑤ ④の応答は、次に掲げる事項を送信するものとする。
- (1) □A (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号
 (5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等 (7) 終了信号
- ⑥ ⑤の送信に際して直ちに通報を受信することができないときは、その旨を通報の型式で明示するものとする。
- ⑦ ⑤の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、通報の周波数等に□Dを明示するものとする。
- ⑧ 自局に対する呼出しに通報の周波数等が含まれていないときは、応答には、通報の周波数等に自局の使用しようとする電波の周波数等を明示するものとする。

A	B	C	D
1 呼出しの種類	5分間以上の間隔を置いて2回	5分以内	自局の希望する代わりの電波の周波数等
2 呼出しの表示	5分間以上の間隔を置いて2回	10分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
3 呼出しの種類	2分間以上の間隔を置いて3回	10分以内	自局の希望する代わりの電波の周波数等
4 呼出しの表示	2分間以上の間隔を置いて3回	5分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨

A-13 次の記述は、誤った遭難警報を送信した場合の措置について述べたものである。無線局運用規則（第75条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、誤って遭難警報を送信した場合は、直ちにその旨を□Aへ通報しなければならない。
- ② 船舶局は、□B誤った遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次に掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。
- (1) 各局 3回
 (2) こちらは 1回
 (3) 遭難警報を送信した船舶の船名 3回
 (4) 自局の呼出符号又は呼出名称 1回
 (5) 海上移動業務識別 1回
 (6) 遭難警報取消し 1回
 (7) 遭難警報を発射した時刻（協定世界時であること。） 1回
- ③ 船舶局は、②に掲げる遭難警報の取消しを行ったときは、□Cしなければならない。

A	B	C
1 海上保安庁	デジタル選択呼出装置を使用して	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
2 適当な一般海岸局	無線電話により	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
3 海上保安庁	無線電話により	適当な間隔を置いてその通報を少なくとも2回反復
4 適当な一般海岸局	デジタル選択呼出装置を使用して	適当な間隔を置いてその通報を少なくとも2回反復

A-14 遭難通信に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。電波法（第52条、第54条及び第66条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 2 船舶局は、遭難通信を行う場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたものの範囲内であって通信を行うために必要最小のものでなければならない。
- 3 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 4 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。

A-15 次の記述は、無線局の免許人が国に納めるべき電波利用料について述べたものである。電波法（第103条の2）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して □ A □ 以内及びその後毎年その応当日（注1）から起算して □ A □ 以内に、当該無線局の起算日（注2）から始まる各1年の期間（注3）について、電波法（別表第6）において無線局の区分に従って定める一定の金額（注4）を国に納めなければならない。
- 注1 応当日とは、その無線局の免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）をいう。
- 2 起算日とは、その無線局の免許の日又は応当日をいう。
- 3 無線局の免許の日が2月29日である場合においてその期間がうるう年の前年の3月1日から始まるときは翌年の2月28日までの期間とし、起算日からその免許の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合はその期間とする。
- 4 起算日からその免許の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合は、その額にその期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額とする。
- ② 免許人（包括免許人を除く。）は、①により電波利用料を納めるときには、□ B □ することができる。

	A	B
1	30日	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納
2	30日	当該1年の期間に係る電波利用料を2回に分割して納入
3	6箇月	当該1年の期間に係る電波利用料を2回に分割して納入
4	6箇月	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納

A-16 船舶局の免許人は、使用を終わった無線業務日誌をどうしなければならないか。電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 使用を終わった日から2年間保存しなければならない。
- 2 当該船舶局の免許が効力を失う日まで保存しなければならない。
- 3 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
- 4 次の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）の日まで保存しなければならない。

A-17 次の記述は、総務大臣による免許内容の変更命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、□A 必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局（登録局を除く。）の□B の指定を変更し、又は登録局の□B 若しくは□C の変更を命ずることができる。
- ② ①により□C の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

A	B	C
1 電波の規整その他公益上	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局の無線設備の設置場所
2 電波の規整その他公益上	周波数若しくは実効輻射電力	無線局の無線設備の設置場所
3 混信の除去その他特に	周波数若しくは実効輻射電力	人工衛星局の無線設備の設置場所
4 混信の除去その他特に	周波数若しくは空中線電力	無線局の無線設備の設置場所

A-18 次の記述は、遭難の呼出し及び通報並びに虚偽の遭難信号等について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第46条及び第47条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いざれから発せられたかを問わず、□A 受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに□B を負う。
- ② 構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を発射する□C 探知し及び識別するために協力することを約束する。

A	B	C
1 絶対的優先順位において	必要な措置をとる義務	自国の管轄の下にある局を
2 速やかにこれを	これを妨害するおそれのある電波の発射を停止する義務	自国の管轄の下にある局を
3 速やかにこれを	必要な措置をとる義務	いざれの国の管轄の下にある局をも
4 絶対的優先順位において	これを妨害するおそれのある電波の発射を停止する義務	いざれの国の管轄の下にある局をも

A-19 次の記述は、遭難警報、遭難呼出し等について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① □A を備えた船舶局は、できるだけ多くの船舶局の注意を引くために、□B 、遭難呼出し及び遭難通報を送信する。
- ② □A を備えていない船舶局は、実効的な場合には、□C の周波数で無線電話による遭難呼出し及び遭難通報を送信することにより、遭難通信を開始する。
- ③ 無線電話の遭難信号は、MAYDAYの語からなり、フランス語の「m ‘ a i d e r 」のように発音する。
- ④ □C の周波数で送られる遭難呼出しは、次の形式で送信する。
- (1) 遭難信号 MAYDAY 3回
- (2) THIS IS の語
- (3) 遭難している船舶の名称 3回
- (4) 呼出符号又は他の識別表示
- (5) 海上移動業務識別 (MMSS) (最初の警報がDSCで送られた場合)

A	B	C
1 デジタル選択呼出手順を行う機器	遭難警報に先立ち	156.8MHz (VHFチャネル16) 及び 2,187.5kHz
2 狹帯域直接印刷電信装置	遭難警報に先立ち	156.8MHz (VHFチャネル16)
3 デジタル選択呼出手順を行う機器	遭難警報に続いて、直ちに	156.8MHz (VHFチャネル16)
4 狹帯域直接印刷電信装置	遭難警報に続いて、直ちに	156.8MHz (VHFチャネル16) 及び 2,187.5kHz

A-20 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約（附属書第IV章 無線通信）が適用になる船舶の機能要件について述べたものである。同条約（附属書第IV章の第4規則）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶は、海上にある間、次の能力を有するものとする。

- (1) 第4章第8規則（無線設備（A1海域））1.1及び第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））1.4.4.3に定める場合を除くほか、異なる無線通信業務を使用する少なくとも2の□A設備により、船舶から陸上への遭難警報を送信すること。
- (2) □Bを受信すること。
- (3) 船舶間の遭難警報を送信し及び受信すること。
- (4) 捜索及び救助のための調整に関する通信を送信し及び受信すること。
- (5) 現場の通信を送信し及び受信すること。
- (6) 位置の探査のための信号を送信し並びに第5章（航行の安全）第19規則（航海装置及び航海機器の搭載要件）2.3.2の規定に従ってその信号を受信すること。
- (7) □Cを送信し及び受信すること。
- (8) 第4章第15規則（保守要件）8の規定に従うことを条件として、陸上の無線体制又は無線通信網への一般無線通信を送信し及び当該無線体制又は無線通信網から一般無線通信を受信すること。
- (9) 船橋間通信を送信し及び受信すること。

A	B	C
1 互換性を有する	陸上から船舶への遭難警報	気象情報
2 互換性を有する	デジタル選択呼出装置による遭難警報	海上安全情報
3 分離し、かつ独立した	陸上から船舶への遭難警報	海上安全情報
4 分離し、かつ独立した	デジタル選択呼出装置による遭難警報	気象情報

B-1 次の表のアからオまでの各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示とその内容が適合するものを1、電波の型式の記号表示とその内容が適合しないものを2として解答せよ。

区分 番号	電波の型式 の記号	電波の型式の内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
ア	C 3 F	振幅変調で残留側波帶	アナログ信号である单一チャネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）
イ	F 2 B	角度変調で周波数変調	デジタル信号である2以上のチャネルのもの	電信（自動受信を目的とするもの）
ウ	P 0 N	パルス変調で無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報
エ	G 1 B	角度変調で位相変調	デジタル信号である单一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信（自動受信を目的とするもの）
オ	J 3 E	振幅変調で低減搬送波による单側波帶	アナログ信号である单一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）

B-2 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要
- イ 船舶局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた場合は、その事実及び措置の内容
- ウ 無線局の検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときに、その措置の内容
- エ 無線局運用規則第6条（義務船舶局等の無線設備の機能試験）及び同規則第7条（双方向無線電話の機能試験）に規定する機能試験の結果の詳細
- オ 通信のたびごとに、①通信の開始時刻及び終了の時刻、②相手局の識別信号、③自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数、④使用した空中線電力及び⑤通信事項の区別等

B-3 次の記述は、船舶局の双方向無線電話及び遭難自動通報設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第7条、第8条及び第8条の2）及び電波法施行規則（第38条の4）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中 **ア** 当該無線設備によって **イ**、その機能を確かめておかなければならない。
- ② ①の義務船舶局においては、①によりその機能を確かめた結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を **ウ** に通知しなければならない。
- ③ 船舶局の遭難自動通報設備については、**エ** ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。
- ④ 遭難自動通報設備を備える無線局の免許人は、③の規定により当該設備の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、**オ**、これを保存しなければならない。

- 1 船舶局の責任者 2 当該試験をした日から2年間 3 1年以内の期間 4 船舶の責任者
5 6箇月以内の期間 6 毎月1回以上 7 通信連絡を行い 8 每日1回以上
9 擬似空中線回路を使用して試験を行い 10 当該試験をした日から5年間

B-4 次の記述は、安全通信について述べたものである。無線局運用規則（第94条の2、第96条及び第97条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① **ア** を施設している海岸局又は船舶局が安全通報を送信しようとするときは、当該装置を使用して安全通報の告知を行うものとする。
- ② 安全呼出しは、無線電話により、呼出事項の前に「セキュリテ」又は「**イ**」を3回送信して行うものとする。
- ③ 通信可能の範囲内にあるすべての無線局に対し、無線電話により同時に安全通報（**ア**による安全通報の告知に引き続いて送信するものを除く。）を送信しようとするときは、無線局運用規則第59条（各局あて同報）第1項の事項の前に「セキュリテ」又は「**イ**」を3回送信して行うものとする。
- ④ ③の安全通報は、**ウ** 送信するものとする。ただし、安全通報であって一定の時刻に送信することとなっているものについては、この限りでない。
- ⑤ ③の通報には、通報の **エ** を付さなければならない。
- ⑥ 海岸局は、船舶局が送信する安全通報を受信した場合であって、必要があると認めるときは、**オ** に対してその安全通報を送信しなければならない。

- 1 その海岸局又は船舶の責任者の命令により 2 狹帯域直接印刷電信装置 3 安全
4 通信可能の範囲内にあるすべての船舶局 5 重要度及び優先順位 6 デジタル選択呼出装置
7 その通報を入手した直後から 8 当該安全通信に関係する船舶の船舶局
9 出所及び日時 10 警報

B-5 違反の通告に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反は、これを認めた局が違反をした者の属する国の主管庁に報告する。
- イ 局が行った重大な違反に関する申入れは、この違反を認めた主管庁がこの局を管轄する国の主管庁に行わなければならぬ。
- ウ 主管庁は、その権限が及ぶ局が国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を行ったことを知った場合には、事實を確認して責任を定め、必要な措置をとる。
- エ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反は、これを認めた局がその局の属する国の主管庁に報告する。
- オ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反は、これを認めた管理機関が国際電気通信連合の事務総局長に報告する。